

# 福彩支援ニュース 第35号 2021.8



発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

**【連絡先】**

吉廣慶子(みさと法律事務所) 341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel:048-960-0591 fax:048-960-0592  
北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) へご連絡を!

いよいよ結審です!

# 9/22(水)14時開廷

★開廷時間の30分前に

傍聴整理券配布が締め切られます。それより前にさいたま地裁B棟前にお集まりください。

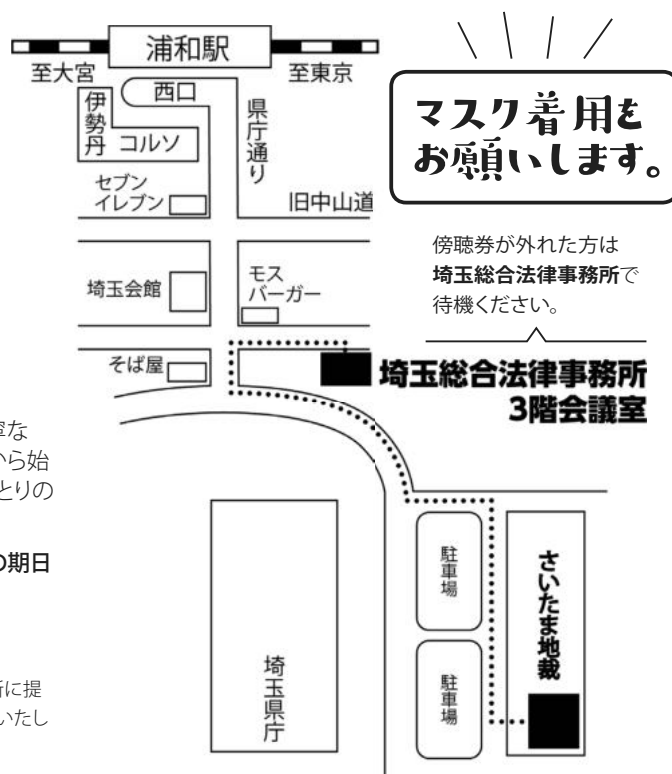
第1回口頭弁論2014年6月から7年。いよいよ次回9月22日、福島原発さいたま訴訟第1審の結審の期日を迎えます。

これまで、原告弁護団は国・東電の重大・悪質な過失について丁寧な主張立証を重ねてきました。そして専門家証人尋問を経て、昨年からは始まった原告本人尋問では突然の避難に追い込まれたお一人おひとりの原告の方々切実な体験・思いが語られてきました。

裁判所による現地検分も実施され、いよいよ結審。どうぞ1審最後の期日に多くの皆様が傍聴に参加されることを心からお願いいたします。

**【署名のお願い】**

裁判所に公正な判決を求める署名は、現在8278名集まっています。結審の日に裁判所に提出する予定です。目標の1万まであと少しです。改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。8月末まで受け付けています。ぜひご協力をお願いいたします。



## 第39回期日報告

### 福彩支援事務局

福島原発さいたま訴訟支援の皆さま、6月30日の第39回期日では、コロナのまん延防止等重点措置期間中にもかかわらず、対策中の削減された傍聴席19席中18席とほぼ満席のご参加いただき、本当にありがとうございました。当日の法廷においては、提出された書面等の確認の後、原告代理人の吉廣弁護士より、東電側の津波対策に関する主張の悪質な欺瞞性について、裁判開始当初からの東電の主張を時系列に沿って整理、あらためて原発事故が回避できなかった東電の責任を明確に指摘し、その問題性を開示しました(以下の本文参照)。

公判終了後、弁護団は進行協議に参加、傍聴者と原告からは埼玉総合法律事務所3Fに移動して久しぶりに報告集会を開きました。集会では、進行協議の内容と、法廷における陳述の解説を弁護団から伺い質疑応答の機会をもちました。報告では次回9月22日の最終回の期日は、被告国と東電はプレゼンテーションによる陳述を希望、原告側も同様にプレゼンを予定しているので、2時間程度の長時間になるとのことでした。この期日で結審となり、遅くとも年度内の3月末までに判決が出されるであろうとのことでした。当日は多数の支援者による傍聴を改めてお願いいたします。

原告側が今回提出した5通の準備書面は以下の通りです。

**第121準備書面**：東電の悪質性についての総括的主張

**第122準備書面**：東電の悪質性が慰謝料増額事由になり得ることを追加主張

**第123準備書面**：東電22準備書面に対する反論、自主避難者に対する東電の主張への反論

**第124準備書面**：自主的避難等対象区域の住民が被った損害について

**第125準備書面**：国37準備書面に対する反論、国の理不尽な結果回避性に関する主張への反論

代理人の意見陳述以外に注目したいのは、**124準備書面**で展開されたいわゆる「自主避難者」の避難行動の正当性にかかわる主張です。要点だけですが、事故後、いわゆる「自主的避難等対象区域」とどまった住民の方々が被った被害について実証的にまとめたものです。

地域にとどまった多くの住民が、放射線被ばくの危険性に怯えつつも、何らかの経緯により避難せずに「自主的避難等対象区域」に居続けざるを得なかった事例が各種の調査により明らかにされています。

1 東邦銀行（福島市に本店を置く、東北地方で第2の規模の地方行）の本件事故後約1年あまりが経過した時点における福島県民に対する意識調査。

2 特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・ナウの、2011（平成23）年11月26、27日の2日間にわたり、福島市・郡山市において行った聴き取り調査。

3 福島市は、2012（平成24）年5月、市民5500名を対象として実施、54.9%にあたる3022名からの回答を得た原発事故や放射能問題に関する意識調査。

4 いわき市は、本件原発事故より3年半程度が経過した、2014（平成26）年7月から8月にかけて、いわき市民を対象に実施した「原子力災害時の避難等に関する市民アンケート」。

これらの調査結果をまとめて、書面では、・・・「同地域に

居住を継続していた人々の多くが、本件原発事故により引き起こされた放射線数値の上昇の健康面への影響（放射線被ばく）に不安・懸念を抱き続けていたこと、また、少なからぬ人々が可能であれば自ら避難したい、また子供らを含む家族を避難させたいと考えながらも、経済的事情や将来への不安、仕事や学校の事情、高齢者や障害者等避難行動に困難をはらむ家族の存在等々により、避難を断念せざるを得なかったこと、避難者と避難しなかった者との間の分断、さらに、現地での居住を継続する者においても、前記した不安や懸念を抱え、少しでも放射線による健康被害を避けるべく、週末避難等の工夫をする等し、あるいは家族の一部が避難することで家族間の物理的な分断という状況におかれる中でも、家族の一体性を維持すべくさまざまな努力をしていた」等の点をあげています。

また、「長期的な避難に踏み切るまでに至らなかった人々も、その多くは避難を全くしなかったわけではなく、屋内避難、県内でより放射線数値の低い地域への避難、週末・長期休暇における短期的な県外避難等、さまざまな段階での避難を実施していることなど」。多様な事例に触れながら、自主避難の正当性を主張しています。

## 代理人意見陳述

2021年6月30日 福彩訴訟第39回期日

平成26年（ワ）第501号 損害賠償請求事件

原告 木村 昇 外

被告 国 外1名

令和3年6月29日

さいたま地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉廣 慶子

### はじめに

本意見陳述書は、原告ら第121準備書面の要旨を述べるものです。

1 これまでの原告らの主張で明らかのように、被告東電は、2002（平成14）年には、福島第一原発の非常用電源設備等が被水して冷却機能を喪失する事態を招きうる津波、すな

わち敷地高O.P.+10メートルを超える津波が襲来することが予見可能であったから、同被告がかかる津波による電源喪失事故を回避するための防護策を講じていれば、事故の結果を回避することができたといえます。

しかし、被告東電は本訴において、自らの過失を否定する主張を繰り返しています。

被告東電の主張は要するに、同被告が事故当時から現在に至るまで「原発事故は起こりえない」という安全神話の中で思考停止に陥っていたことを自認するものにすぎません。

**第121準備書面**では、被告東電が、利益優先の経営体質のもと、自分たちに都合のいい知見・研究だけを取り入れ、都合の悪い知見・研究を無視し、本件事故前にとるべきであった対策を取らなかったことの企業体質としての悪質性を明らかにし、ひいては、このような悪質性が損害賠償における金額算定の評価において、これを大きく増額させるべき理由となることを明らかにすることを目的とするものです。

以下、福島第一原発設置当初から、被告東電が津波対策を軽視・無視し続けてきたことについて、順を追って述べます。

**2** まず、被告東電は、福島第一原発設置に際しては、チリ地震津波の3.122mが立地地点に到来する最大の津波高であるとしていました。しかし、その際に参考にしたのは、1951年~1963年までのわずか12年間の、しかも、福島第一原発から55キロも離れた地点である小名浜検潮所のデータに過ぎなかったのです。このような値を、万が一にも事故を起こしてはならない原子炉施設の津波対策の基準とした被告東京電力の想定は、設置当初から余りにも正確性に欠けるものであったといえます。福島第一原発は、このような杜撰な設計で始まったのです。

**3** 1993年7月12日には、一般防災の場面ですら既往最大基準では不十分であることを現実に示す北海道南西沖地震が発生しましたが、その後、通商産業省・資源エネルギー庁（当時）の指示に基づいて被告東電が数値シミュレーションを行った際も、対象津波として選定したのは、慶長地震津波（1611年）・宝永地震津波（1677年）・チリ地震津波（1960（昭和35）年）の3つのみでした。

**4** また、被告東電は、1997年に被告国により策定された「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」及び「地

域防災計画における津波対策の手引き」（以下「4省庁報告書等」といいます。）の公表前に同各案を入手し、①最大想定主義、②太平洋沿岸を網羅するような波源設定、③バラツキの考慮という3点について、4省庁報告書等の基準が採用されれば、多くの原子炉発電所で津波対策の見直しを余儀なくされるとし、表現の適性化を求めるという形で修正を求め、正式に採用・公表されることを阻止しようとしていました。

しかも、電事連は、4省庁報告書等の公表前の総合部会において、4省庁報告書等の分析を行い、その分析結果について報告していますが、当該報告書には、「この報告書（7省庁手引き）（中略）の考えを原子力に通用すると多くの原子力発電所で津波高さが敷地高ささらには野外ポンプを超えるとの報告があった」、「この調査委員会の委員には、MITI顧問（通産省原子力発電技術顧問）でもある教授（首藤氏、阿部氏等）が参加されているが、これらの先生は、津波数値解析の精度は、倍半分と発言している。」などの記載がありました。

また、1997（平成9）年10月には、電事連としての統一的な対応方針として「7省庁津波に対する問題点及び今後の対応方針」（以下「対応方針」といいます。）が取りまとめられましたが、対応方針には、「7省庁報告書に示される地震地帯構造的見地から想定される断層モデルを用いて、海岸地形等の精度を向上させて電力独自に数値解析した結果によれば、福島第一…の各発電所ともに…余裕のない状況となっている。」、「通産省顧問の津波に関する基本的な認識は以下の通り」として、「現状の学問レベルでは自然現象の推定誤差は大きく、特に原子力では最終的な安全判断に際してさらに余裕を確保すべきである」、「水に弱い施設について津波対策を検討することが重要」である旨の記載もありました。

すなわち、被告東電は、1997年の時点で、4省庁報告書等のように断層モデル等、初期条件の誤差を考慮すると、福島第一原発を始め太平洋側の多くの原子力施設において、津波高さが敷地高さ、さらには屋外ポンプ高さを超えて被水することを、数値解析の結果、認識していたのです。

それにもかかわらず、被告東電は、上記分析結果に真摯に向き合うことなく、電事連をあげて、4省庁報告書等の精神を換骨奪胎しようとし、「表現の適正化」を求めるといって、上記3点についての修正を求めているのです。

被告東電のこのような対応は極めて悪質性が高いといえます。

5 もっとも、被告東電は、抵抗叶わず4省庁報告書等が変更されることなく採用される見込みとなったため、自らも一旦はこれを受け入れ、1997（平成9）年10月には、4省庁報告書等の考え方で、電力独自に精度を向上させて数値解析した結果、福島第一原発に最大O.P.+8.6Mの津波が到来する旨のシミュレーション結果を得ており、当該事実は、被告国にも報告されていました。

しかし、被告東電は、津波対策は「金がかかる」という前提のもと、これを避けるために、電力会社側の考え方の正当化及び権威づけの場として土木学会の審議を利用し、再び、土木学会が策定した津波評価技術における「既往最大及び福島県沖に波源を設定しない」等の従前の考え方を採用するに至り、本訴においても、「津波評価技術」につき、既往最大基準にとどまることは認めつつも津波については精緻な推計が求められるなどとして、その合理性を全面的に肯定する主張を展開しているのです。被告東電の人命軽視体質がここでも顕著といえます。

6 他方で、通産省は、前記首藤氏、阿部氏ら通産省顧問の「精度は倍半分」という発言を無視・放置するわけにはいかず、再び津波想定の見直しに着手し、1997年6月の電事連総合部会において、数値解析に「誤差」があることを考慮して、シミュレーション結果の2倍の津波高さが原発に到達したとき、原発がどんな被害を受けるか、その対策として何が考えられるかを提示するよう電力会社に要請しました。

これを受けて電事連は、2000年2月、当時最新の手法で原子力発電所における津波想定を計算し、想定に誤差が生じることを考慮して、想定1.2倍、1.6倍、2倍の水位で非常用機器が影響を受けるかどうか分析し、福島第一原子力発電所においては、想定1.2倍の場合に海水ポンプモーターが止まり、冷却機能に影響が出ることが分かっています。

さらに、この推定を基にすると1.6倍、2.0倍の場合の数値を得ることができ、それによれば、被告国も評価するよう命じた「2倍」を前提とすると、少なくとも津波高さはO.P.+9.5メートル以上になることが判明し、原子炉建屋敷地を超える可能性が示されていたのです。

既にこの時点で、福島第一原発では、1号機の非常用電源が水没し、機能喪失となって、2カ月の運転停止を余儀なくされた内部溢水事故が発生していました（1991年発生の内部溢水事故）。

被告東電は、こうした事故を経験を経て、福島第一原発

が水に対して極めて脆弱であることを具体的に認識していたのであり、かつ、その後の2000年2月の段階では、データ上も、全国の原子炉の中でも島根原発と並び津波に対して最も脆弱な原子炉であることが明確に示されたのですから、遅くともこの時点では、福島第一原発の津波対策は喫緊の課題として捉えるのが当然であったといえます。しかし被告東電は、この時も、何らの実効的な対応を取ろうとしませんでした。

7 さらに、2002年7月には、被告国の機関が「長期評価」を策定しましたが、被告東京電力は、「長期評価」に基づく計算をすると、原発の停止を含めた対策を取らなければならないことが必至であったため、稼働優先・利益優先の立場から、マイアミ論文や溢水勉強会から得られる有益な知見も無視し、2006年耐震設計審査指針が改訂された後も、津波想定を40cm引き上げただけで、想定津波をO.P.+6.1Mとし、その想定に準じて、海水ポンプモーターの機器の若干の嵩上げなどを2009（平成21）年11月までに行っただけでした。

そもそもすでに述べたとおり、4省庁報告書等の考え方で、電力独自に精度を向上させて数値解析した結果によれば、1997（平成9）年の段階で、東電は福島第一原発に最大O.P.+8.6Mの津波が到来することが想定できており、2000（平成12）年には、補正率2.0でO.P.+9.5Mといった数値も算出していたのです。2006（平成18）年になってもいまだO.P.+6.1Mの津波への対応をしたにすぎないというのは、あまりにも甘いと言わざるを得ません。

8 また、保安院は、2006年（平成18）年10月6日に、耐震バックチェックにかかる耐震安全性評価実施計画書について、全電気事業者に対するヒアリングを行い、津波対策について、「津波に余裕が小さいプラントは具体的・物理的対応を取ってほしい。津波について、津波高さや敷地高さが数十センチとあまり変わらないサイトがある。」などと指摘しましたが、この指摘につき、被告東電内部では、どういうわけか、当時の副社長の段階で止められてしまい、社長・会長まで行き届きませんでした。

保安院が指摘した、津波高さや敷地高さが数十センチしか変わらないサイトというのは、まさに福島第一原発のことでした。正式に保安院から津波対策の強化について公然と勧告を受けた以上、被告東電としてはこれを極めて重要な課題として受け止めるべきでした。

しかし、被告東電は、結局、本件事故時まで、海水ポンプの水封化（水密化よりも軽微な処理）しか行いませんでした。

9 さらに、被告東電は、平成14年、保安院から「長期評価」に基づく津波推計を具体的に求められたにもかかわらず、巨額の費用支出を伴う津波対策を余儀なくされることを避けるため、様々な抵抗により津波シミュレーションを行うことを避け続けました。

しかも、被告東電の高尾氏は、保安院の担当者から「長期評価」に基づくシミュレーションを指示された際、「谷岡・佐竹の論文を説明するなどして、40分間も抵抗していたのです。この時、すでに東北電力が「長期評価」に基づくシミュレーションを実施していたことからして、被告東電のこのような対応は全く合理性を欠くものであり、もはや理解不能です。

10 また、被告東電は「長期評価」に基づくシミュレーションを行わない代わりに保安院から「推進本部がなぜそうしたのか、委員の先生から経緯を聴取する」との指示を出されたにもかかわらず、佐竹・谷岡論文（1996年）の共著者である佐竹氏ただ一人に問い合わせただけで、その他の照会、調査は一切行いませんでした。

しかも、この時、佐竹氏から得られた回答は、いずれも、「長期評価」の結論自体の信頼性を否定するものではなかったにもかかわらず、被告東電は、佐竹氏の回答を曲解し、保安院には、佐竹氏より「『異論を唱えたが、分科会としてはどこでも起こると考えるようになった』という回答を得た」と明らかに虚偽の報告までしていました。

本来であれば原子炉を稼働させている被告東電自身、津波襲来などによる溢水対策として、2002（平成14）年の段階で、施設の水密化・非常用電源設備の高所移設等により本件事故への結果回避措置を検討し、実行すべきであったことは原告が主張し続けてきたところです。

ここで、被告国や被告東電において、事故防止のために必要・適切な対策が採られていたとすれば本件事故が起きなかったと考えたとき、被告国と併せて被告東京電力の非難性・悪質性は極めて重いものであるといわざるを得ません。

11 その後、被告東電は、平成20年2月になって、専門家の指摘を受け、やっと、「長期評価」の見解に基づき、明治三陸沖の波源モデルを福島沖の日本海溝沿いに置いた試

算を行い、福島第一原発における津波水位は、4号機原子炉建屋中央付近でO.P.+12.604m、4号機タービン建屋中央付近でO.P.+12.026m、5号機付近でO.P.+10.2m、敷地南部でO.P.+15.7mなどとする想定津波の数値（しかも、不確実性を考慮すれば2~3割程度津波数値は大きくなる可能性がある）を得ました。

12 この結果によれば、想定津波は、福島第一原発の敷地高を超えることになり、一刻の猶予もない状況であることは明白です。

しかし、この期に及んでも、被告東電は、「『長期評価』の見解については、土木学会に検討を委託する」などとして、「長期評価」に基づくその他の具体的な津波対策を先送りしました（いわゆる「武藤裁定」）。

各証拠によれば、この時既に、被告東電内部では、「長期評価」の見解を無視できないとの認識に至っており、また、防潮堤の実施計画まで立てられていたことも明らかとなっていますが、被告東電は、再び「土木学会に検討を委託する」などとして、対策を先送りしました。

被告東電には、巨大な危険性を内包する原子力施設を運営する組織に課された当然の責任として、常に最善かつ高度の安全対策をとることが求められてきたことは争う余地のないところであり、そうだとすれば、この時、被告東電において、津波対策を先送りする合理的な理由などないはずで

しかし、この時も津波対策は先送りされており、ここでも被告東電の人命軽視の姿勢が顕著といえます。

13 この点、元被告東電の原子力設備管理部長・吉田昌郎氏は、被告東電が経済合理性を優先し、積極的な津波対策を避けてきた点を自認しています。

すなわち、吉田氏の聴取結果書には、吉田氏が「一番重要なのはお金、お金というおかしいが、対策費用が非常に重要なことだと思いますから。」との供述が記載されており、また、「株主に対して、この程度の話（「長期評価」の地震想定のこと。引用注）で、来るかどうか分からないものにお金をかけることもできない」という質問に対して、吉田氏が「そういう認識だったと思います。」と回答した旨も記載されています。

このような吉田氏の供述は、「最後は経営はお金ですから」として経済合理性を考慮すべきという経営上の判断、又は、株主代表訴訟における説明責任という名目で経済合理性を優先する考え方を示しています

14 以上に述べたとおり、被告東電は、経済合理性を優先し、自分たちに都合のいい知見・研究だけを取り入れ、自らに都合の悪い事実や知見を無視する形で、安全対策をおろそかにし続けてきたものであり、本件事故を引き起こしてしまったその責任が極めて重いことは明白です。

そして、かかる重大な悪質性・非難性は、前述のとおり損害賠償における金額算定の評価において、これを大きく増額させるべき重要な理由になるといえます。

なお、被告東電の対応については、国会事故調、政府事故調最終報告書がいずれも、ありえない対応であったと明確に糾弾しており、司法の場においても、「本件における一審被告東電の義務違反の程度は、決して軽微といえない程度であったというべきであり、一審原告らに対する慰謝料の算定に当たって考慮すべき要素の一つとなるというべきである。」(生業控訴審判決)などとされており、いずれも、原告らの主張の正当性を裏付けています。

## 2021年度福彩支援・年次総会のお知らせ

\*2014年6月(福島訴訟第1回期日)に初めての総会を持った経緯から、毎年6月以降にずれ込んでの年次総会となっています。今年はコロナ禍の影響で9/22となりました。ご了承ください。

### 👉 福島原発さいたま訴訟を支援する総会

- 1) 2020年度活動報告
- 2) 2020年度会計報告・会計監査報告
- 3) 2021年度活動方針

### 2021年度・福彩支援活動方針 (昨年度方針を継続)

- 1) 原告と弁護団の闘いを支え、勝利するまで共に歩んでいきます。
  - 2) 裁判の内容を広く伝える広報活動と集会を行います。
  - 3) 原告と連携して原告・支援者交流会を開催します。
  - 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
  - 5) 会員を拡大しカンパを募ります。
- 但し、コロナ禍の為、一部開催できない場合があります。



### 福島原発さいたま訴訟を支援する会 2020年度決算報告

\*2020.7.01~2021.6.30

#### 収入

項目	金額	前年度収入
前年度繰越	738,013	664,375
会費	111,000	115,000
カンパ	193,000	158,500
その他(預金利子・他)	2	30,003
合計	1,042,015	967,878

#### 支出

項目	金額	前年度支出
ニュース発行(N o. 25~34号)	135,714	124,598
裁判資料作成(26~29回)	46,118	3,899
通信費	46,616	4,6396
事業費	0	42,618
渉外費	5,000	5,000
その他	924	7,354
合計	234,372	229,865

残額:1,042,015-234,372=807,643は次年度に繰越します。

上記のとおり報告致します。

2021年7月1日 代表 北浦 恵美

会計 内田 ちか・森 斌

上記決算報告について、適正な執行であることを認めます。

2021年7月1日 会計監査 前田 妙子

**福島原発さいたま訴訟を支援する会 役員** (2021/8/1)

代 表 北浦 恵美  
 会 計 内田 ちか / 森 斌  
 会計監査 前田 妙子  
 運営委員 愛甲 裕 / 猪股 正  
 (50音順) 岡本 卓大 / 井草 志乃  
 川村 由香 / 小林 哲彦  
 前田 俊宣 / 松浦麻里沙  
 湯澤 安治 / 吉廣 慶子

**福島原発さいたま訴訟を支援する会 会員**

2021.7.1現在 218名

都道府県・埼玉县市町村	会員数
東京都	23名
神奈川県	7名
千葉県・長崎県・群馬県・福島県	各2名
大阪府・京都府	各1名
埼玉県	178名
さいたま市	73名
所沢市	32名
久喜市	10名
川越市	9名
三郷市	7名
新座市	5名
上尾市・加須	各4名
川口市・越谷市・秩父市・春日部市・北本市	各3名
戸田市	2名
和光市・ふじみの市・飯能市・蕨市・入間市 吉川市・志木市・羽生市・蓮田市・草加市 熊谷市・朝霞市・三芳町・伊奈町・長瀨町 寄居町・皆野町	各1名

**福島訴訟の経緯と活動報告 (2021/6/30現在)**

**2014年度—2019年度** .....

2014/3/10 福島原発事故で故郷を追われ、埼玉に避難した被災者6世帯16名が。国と東電を相手取り、損害賠償請求訴訟（福島原発さいたま訴訟/福彩訴訟）を埼玉地裁に提訴。

2014/6/18 さいたま地裁101号法廷（脇 由紀裁判長）にて福彩支援第1回口頭弁論。

閉廷後「福島原発さいたま訴訟を支援する会」(略称:福彩支援)結成集会。以降、裁判の後に報告集会を開催、期日後に裁判の進行状況や関連情報を伝える「福彩支援ニュース」を発行。

2014/7 福彩支援ニュース第1号発行

2015/1/19 福彩訴訟・第2次追加提訴

2015/2/18 福彩訴訟・第4回口頭弁論  
 裁判前に「原告の集い」開催（～2019.4.24）

2015/3/28 「日本と原発」自主上映会

2015/8/25 福彩訴訟・第3次追加提訴

2015/9/2 福彩訴訟・第9回口頭弁論  
 閉廷後、2015年度福彩支援年次総会

2016/3/20 「日本と原発4年後」自主上映会

2016/8/10 福彩訴訟・第12回口頭弁論  
 閉廷後、2016年度福彩支援年次総会

2016/12/13 福彩訴訟・第4次追加提訴

2017/3/5 「太陽の蓋」自主上映会

2017/5/24 福彩訴訟・第16回口頭弁論  
 裁判長交代 脇由紀氏→岡部順子氏

2017/7/19 福彩訴訟・第17回口頭弁論・弁論更新  
国と東電が初めて口頭意見陳述を行い「原告らの主張には理由がない」と強調。

2017/10/4 福彩訴訟・第18回口頭弁論  
閉廷後、2017年度福彩支援年次総会

2018/2/12 拡大原告交流会

2018/3/10 「日本と再生」自主上映会

2018/7/22 福彩訴訟・第22回口頭弁論・原告3名の個別損害陳述。閉廷後、2018年度福彩支援年次総会

2018/12/31 福島県からの避難者: 首都圏22,193名、  
埼玉県内3,508名

2019/2/17 「いま語らなければ 福島」シンポジウム開催。パネリスト除本理史氏（大阪市立大学大学院教授）・吉田千亜氏（フリーライター）・福島原発さいたま訴訟原告側弁護団

## 2020年度 .....

2019/7/5 福彩支援ニュース第25号発行

2019/7/17 福彩訴訟・第26回口頭弁論

2019/9/19 福彩支援ニュース第26号発行

2019/10/9 福彩訴訟・第27回口頭弁論

2019/12/4 福彩支援ニュース第27号発行

2019/12/25 福彩訴訟・第28回口頭弁論

2020/1/21 福彩支援ニュース第28号発行

2020/3/1 辻内琢也氏講演会「九年の痛み」  
(コロナ禍の為中止)

2020/3/25 福彩訴訟・第29回口頭弁論

2020/6/17 福彩支援ニュース第29号発行

2020/7/8 福彩訴訟・第30回口頭弁論

2020/8/18 福彩支援ニュース第30号発行

2020/9/2 福彩訴訟・第31回口頭弁論  
専門家証人尋問 辻内琢也氏（早稲田大学人間科学  
学術院教授・医師）: 原発事故避難者の精神的ケアに  
取り組んでこられた  
閉廷後2020年度福彩支援年次総会

2020/9/30 福彩支援ニュース号外発行  
原告の声: 原告・代理人意見陳述

2020/9/30 福彩訴訟・第32回: 第1回原告本人尋問

2020/10/19 福彩訴訟・現地検証進行協議

2020/10/28 福彩支援ニュース第31号発行

2020/11/11 福彩訴訟・第33回: 第2回原告本人尋問

2020/12/9 福彩訴訟・第34回: 第3回原告本人尋問

2020/12/21 福彩支援ニュース第32号発行  
現地検証 報告

2021/1/13 福彩訴訟・第35回: 第4回原告本人尋問

2021/2/9 福彩支援ニュース第33号発行

2021/2/24 福彩訴訟・第36回: 第5回原告本人尋問

2021/3/3 福彩訴訟・第37回: 第6回原告本人尋問

2021/3/24 福彩訴訟・第38回: 第7回原告本人尋問

2021/4/20 福彩支援ニュース第34号発行

2021/5/26 福彩訴訟・第39回口頭弁論

2021/6/30 福彩訴訟・第40回口頭弁論



## 全国で高裁法廷が進行 段階の山場も続く

### ◎東京高裁

千葉訴訟（第2陣）7月14日（水）11:00  
東京訴訟（第1陣）9月16日14:00、12月9日  
東電刑事訴訟 11月2日

### ◎名古屋高裁

愛知・岐阜だまっちゃおれん訴訟  
10月5日 14:00、12月22日

### ◎大阪高裁

京都訴訟  
9月30日（木）14:30、12月16日、来年3月予定

### ◎高松高裁

えひめ訴訟【判決】9月29日

### ◎東京地裁

東京訴訟（第2陣）8月25日10:30、12月1日  
東電株主代表訴訟  
7月20日10:00～17:00【被告人尋問】  
福島第一の原発サイトへの現地調査10月、最終弁論  
11月【結審】の見通し

### ◎福島原発被ばく労災あらかぶさん裁判

7月14日（水）14:00

### ◎南相馬・20ミリ撤回訴訟【判決】7月12日15:00

事前集会 13:10-14:10@日比谷コンベンション  
ホール 先着:100名  
判決 15:00（傍聴券交付はせず先着順、一般向  
けの傍聴席は35席程度）  
報告集会 15:30～17:30@日比谷コンベンシ  
ョンホール

### ◎井戸川裁判

（福島被ばく訴訟）7月21日（水）10:30

### ◎さいたま地裁

さいたま訴訟 9月22日14:00【結審】

### ◎福島地裁

津島被害者訴訟【判決】7月30日15:00（郡山支部）

### ◎大阪地裁

関西訴訟 8月5日（木）14:00、11月11日（木）

### ◎神戸地裁

ひょうご訴訟 9月9日（木）14:00

## 結審の日、9月22日を 皆様と共に!

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月の第1回期日から7年、原発事故発生からは、10年4か月。

**次回期日9月22日は結審の日です。**

振り返れば長いようで短い年月でした。避難されてきた方は、あれから時がとまったようだ、とお話されます。お一人お一人がそれぞれの年月をどのような思いで過ごされてきたか。理不尽で悔しく哀しい思いをされてきました。今も被害を受け続けているのです。この人災はふるさとを奪うという、未だかつてない被害を生み、それはずっと続いている被害だ、と思います。10年が経過して、なお被害を与えるのです。

原告の方の言葉を法廷で聞き、わたしたちは2度とこのような人災を繰り返してはならないのだ、と思いました。そしてそれは、原発を止めさえすれば、できるはずです。

そのことがなぜできないのか、東電や国の醜い言い逃れを聞くたび、それがその理由なのだ、と思います。

**被害者の声を聴くこと、伝えること、それこそが大切だ**と思います。

原告の皆さんと弁護団と支援する会のみなさんと共に、傍聴席から、この裁判を見守ってきました。いよいよ迎える結審。皆さんと共に迎えたいと思います。

ぜひ足をお運びください。

裁判所に公正な判決を求める署名は、現在8278筆集まっています。結審の日には裁判所に提出する予定です。目標の1万まであと少しです。改めて、皆様に署名のご協力をお願いいたします。8月末まで受け付けています。ぜひご協力をお願いいたします。

## 桂川さん、ありがとう

2014年の第1回期日からニュースの編集発行の一切を、そして何から何までこの支援する会を牽引してくださってきた桂川潤さんが2021年7月5日、突然の病で急逝されました。

あまりにも突然でした。常に冷静かつ熱い思いでこの訴訟を支援する活動になみなみならない力を注いでいただきました。桂川さんの描くイラスト画は本当にインパクトがあり、裁判の場の一瞬をとらえ、何よりも多くを語ってくれました。いつも法廷の一番前に座り、静かにメモをとり、絵を描いてくれました。プロの装丁家・イラストレーターであり、数々の本をデザインされてきた桂川さんが作ってくれた、34号を重ねたニュース、パンフやちらし、チケット、どれも私たちの会の宝物です。

原告の声を届けたい、といつも丁寧に聞き取ったありのままの原稿を書き、編集をこなし、署名の数を数え、そして35号を発行しようと準備を進めてくれていました。

私たちの同志、桂川さん、本当にありがとう。心から感謝を捧げます。

ご冥福をお祈りいたします。

桂川潤／著 彩流社

図書出版彩流社サイトより



### 福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人 (50音順、2020/5/31現在)

- |       |                             |       |                         |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 梓澤 和幸 | 弁護士、NPJ代表                   | 小林 実  | 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授 |
| 安藤 聡彦 | 埼玉大学教授                      | 篠永 宣孝 | 大東文化大学教授                |
| 石川 逸子 | 詩人、作家                       | 菅井 益郎 | 国学院大学教授                 |
| 池田こみち | 環境行政改革フォーラム副代表              | 須永 和博 | 獨協大学外国語学部               |
| 磯野 弥生 | 東京経済大学現代法学部教授               | 高橋千剣破 | 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長     |
| 井戸川克隆 | 前双葉町長                       | 田中 司  | 立教小学校元校長                |
| 宇都宮健児 | 元日本弁護士連合会会長                 | 暉峻 淑子 | 埼玉大学名誉教授                |
| 菊一 敦子 | 環境・消費者運動                    | 三浦 衛  | 図書出版・春風社代表              |
| 久野 勝治 | 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授           | 水島 宏明 | ジャーナリスト、法政大学教授          |
| 小島 力  | 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進代表、詩人       | 山田 昭次 | 立教大学名誉教授(日本近代史)         |
| 後藤 正志 | 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長 | 渡邊 泉  | 東京農工大学准教授               |

☞ 支援する会の年会費は一口1,000円です (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキョウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会 (略称「福彩支援」) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

\* 吉廣慶子 (みさと法律事務所)

341-0024 三郷市三郷1-13-12 MTビル2F みさと法律事務所 tel: 048-960-0591 fax: 048-960-0592

\* 北浦恵美 Email: [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

tel: 04-2943-7578 fax: 04-2943-7582